

一般事業主行動計画 (次世代育成対策推進法・女性活躍推進法一体型)

1. 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

2. 目標

【目標①】

育児休業、産前産後休業の取得者の増加

【取組】

- ・就業規則や育児・介護休業規程に基づく諸制度を対象の従業員へ説明。
- ・妊娠中から産後、育児休業後の復職まで、管理部を窓口として従業員に対するサポートを行う。

【育児休業取得状況】

時期	取得人数	
	産前産後休業	育児休業
2019年7月～2020年6月	女性1名	女性1名
2020年7月～2021年6月	女性1名	女性1名
2021年7月～2022年6月	女性1名	女性1名
2022年7月～2023年6月	女性1名	女性1名、男性1名

【目標②】

従業員の一月当たりの平均残業労働時間5時間の削減

【取組】

従業員本人への時間外労働意識付け

【具体的内容】

時期	取組内容
2020年4月～	派遣先事業場への定期的な訪問と声かけ（現場社員） タイムカードの導入による労働時間の適切な管理（支店勤務社員） 36協定特別条項発動時に時間外労働時間の本人への通知 36協定特別条項発動時に本人から業務遂行状況の見通し報告
2023年8月～	残業規制の猶予措置終了に向けて残業時間抑制のための社内ルール改定

【目標③】

管理職（課長職以上）における女性社員を1名以上増加

【取組】

女性社員がキャリアパスを意識できる環境づくり

【具体的内容】

時期	取組内容
2020年4月～	より公平・公正な評価を行い、キャリアパスを意識してもらうため、業務内容・役職ごとの社内評価基準大幅な見直し（支店勤務・現場勤務）
2021年7月～	支店勤務の女性社員に対し、グループ会社女性管理職による定期的な訪問面談を行うことによるフォロー、バックアップ態勢の強化
2022年10月～	より公平・公正な評価を行い、キャリアパスを意識してもらうため、業務内容・役職ごとの社内評価基準一部見直し（支店勤務）

女性の活躍に関する情報の公表（2023年7月現在）

1. 管理職（課長職以上）に占める女性社員の割合

0%（男性 2名 / 女性 0名）

2. 労働者の一月当たりの平均残業労働時間

算出期間	支店勤務社員	現場社員
2019年7月～2020年6月	5.9時間	36.2時間
2020年7月～2021年6月	3.8時間	34.5時間
2021年7月～2022年6月	5.6時間	32.3時間
2022年7月～2023年6月	8.2時間	17.7時間